平成２４年（フ）第３９０９号
大阪市住之江区南港東１丁目７番69―326号、前住所大阪市西成区長橋３丁目２番７号
債務者　石原　教子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９５６号
大阪府豊能郡豊能町希望ケ丘６丁目12番地の４
債務者　安田　卓美
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９８５号
大阪市淀川区西中島１丁目３番２号　大野文化202号
債務者　吉栖　禮子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０１７号
大阪市鶴見区放出東１丁目４番13―603号
債務者　服部　斗武
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０７１号
大阪市生野区巽北３丁目20番11―405号
債務者　星原　正隆
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４４１号
大阪市西成区天下茶屋東１丁目７番７号　エルハウス202号
債務者　萩原　道康
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５９９号
大阪市中央区島之内１丁目４番29―706号
債務者　平原　貴史
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６０５号
大阪市中央区鎗屋町１丁目３番４号　鎗屋町ハイツ401、前住所大阪市中央区上町１丁目16番10号
債務者　辻　みゆき
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６４３号
大阪市西成区岸里東２丁目16番16―302号
債務者　市岡　雄彦
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７１１号
大阪府箕面市粟生外院２丁目６番21号
債務者　田良島美智子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７４４号
大阪府豊中市大島町１丁目２番30―403号
債務者　濱口　重雄
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７５６号
大阪市東成区深江南１―１―21―301、住民票上の住所大阪府枚方市藤阪元町１丁目５番51号
債務者　上穂木　靖
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７６１号
大阪市住吉区苅田７丁目12番28号　常盤ビル405号
債務者　大西　慶子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７６５号
大阪府門真市下馬伏町21番21号
債務者　菅多真理子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５号
山形県鶴岡市三瀬丁１番地１
債務者　和田　由美
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第６０号
福島県喜多方市字中島7518番地１　ファミールヴォンヌＡ棟103号室
債務者　鈴木加奈子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第３３０号
神奈川県秦野市曽屋１丁目７番50号　アートグリーム101号
債務者　挽地　二丸
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部